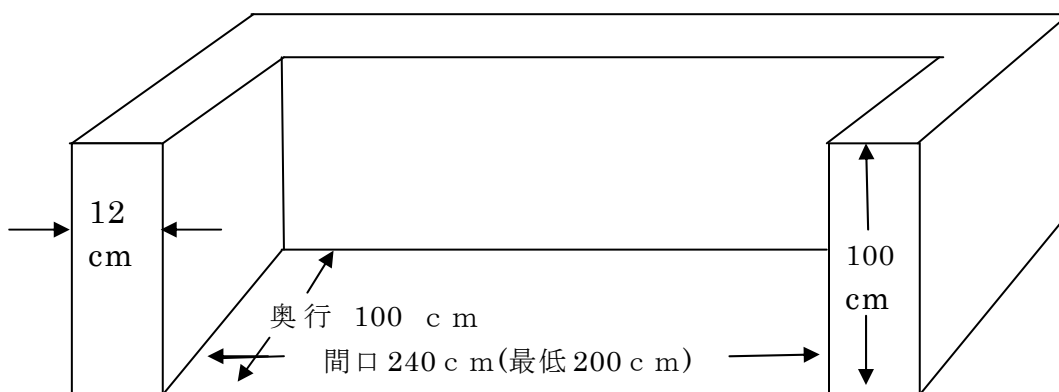


集積場所の構造等の基準（20戸の参考例）

「八千代市開発事業技術指針」及び「八千代市集積場所設置等に関する基準」等をよく読み、遺漏のないように施工すること。

1 開発行為・区画整理事業等に伴う場合

- (1) 集積場所は、概ね20戸に1箇所の割合で設置するものとする。ただし、計画戸数が概ね20戸に満たない場合でも、1箇所の集積場所を設置すること。
- (2) 集積場所の面積及び容積は、次の基準以上を確保するものとする。



①有効面積 2.4 m^2 以上を確保する。

$$0.12\text{ m}^2 \times 20 / \text{戸} = 2.4\text{ m}^2$$

（ただし、戸数に関りなく間口2メートル以上・奥行1メートル以上の形で、最低 2.0 m^2 以上は確保すること）

②有効容積 2.4 m^3 以上を確保する。

$$0.12\text{ m}^2 \times 1.0\text{ m} \times 20 / \text{戸} = 2.4\text{ m}^3$$

（ただし、戸数に関りなく間口2メートル以上・奥行1メートル以上・高さ1メートル以上の形で、最低 2.0 m^3 以上は確保すること）

③構造

鉄筋コンクリート（RC構造）造り，現場打ち上げ三方を囲み，開口部を道路又は歩道に面するとともに，ごみ集積場所と道路との段差はなるべく少なくすること。また，雨水が溜まらないよう排水（勾配2％）に配慮するとともに，飛散防止用（防獣・防鳥）ネットフックを取り付けること。

2 共同住宅等に伴う場合

- (1) 計画戸数が概ね20戸未満であっても1箇所の集積場所を設置すること。
 - (2) 複数の棟の場合は，別途，設置箇所数等について市と協議を行うこと。
- ①面積，容積は1世帯当たり 0.1 m^2 ， 0.1 m^3 以上とし，構造等については，別途協議すること。